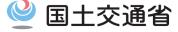
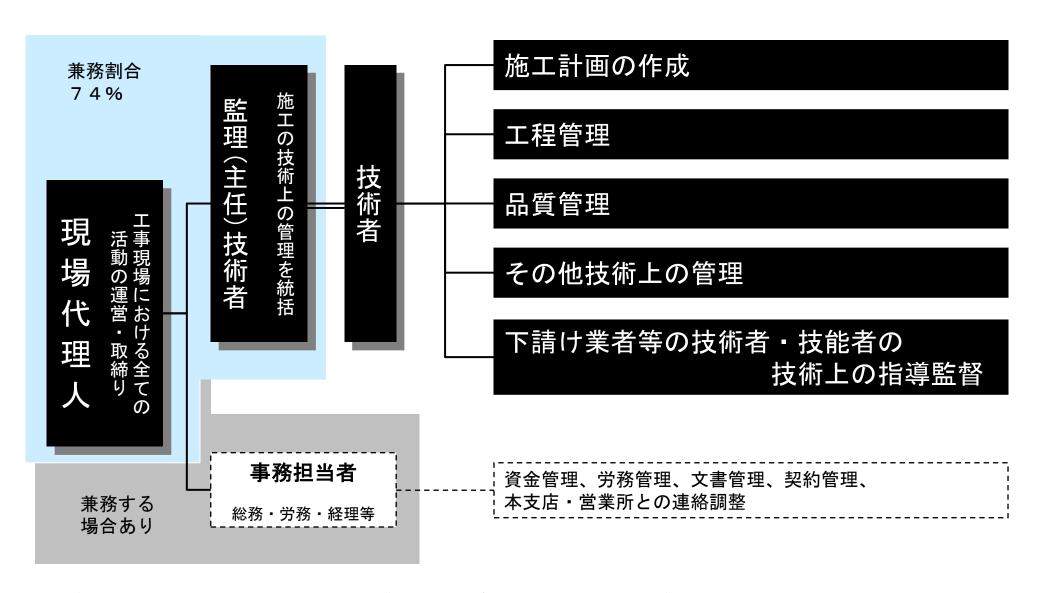
資料3

技術者制度の意義



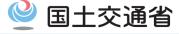
監理技術者・主任技術者の職務





- ※建設業法では、監理(主任)技術者の配置を義務付けているが、現場代理人の選任は義務付けていない。
- ※現場代理人を選任した場合に、その権限等について発注者へ通知することを義務付けているにすぎない。

監理技術者等(監理技術者・主任技術者)の職務

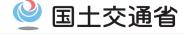


主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、 当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当 該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければな らない。(法第二十六条の三第一項)

- ○監理技術者等は建設工事の適正な施工を確保する観点から、以下のことを行う。
 - •施工計画を作成
 - ・工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施
 - ・工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理
 - ・従事する者の技術上の指導監督
 - ・個々の技術者の職務分担の明確化
- ※特に監理技術者は、すべての専門工事業者等を適切に指導監督するという総合的 な役割を果たすものである。
- ○なお、監理技術者等は、発注者から請求があった場合は、技術者の職務分担等に ついて、発注者に説明することが重要である。

「監理技術者制度運用マニュアル」より

監理技術者等に関する制度(技術者制度)の趣旨



技術者制度は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、以下を目的とする。

- ①技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工を建設市場から排除
- ②一括下請負などの不正行為を排除
- ③技術と経営に優れ、発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備
- ○技術者制度は、<u>建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展</u> のため、適切に運用される必要がある。
- ○建設業については、
 - 一品受注生産であるため、あらかじめ品質を確認できないこと
 - ・不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること
 - 完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること
 - ・長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え
 - ・その施工については、総合組立生産であるため下請業者を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネージメントする必要があること
 - ・現地屋外生産であることから、工程が天候に左右されやすいこと

等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要とされている

「監理技術者制度運用マニュアル」より